

守山市告示第 408 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、守山市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 28 日

守山市長 森 中 高 史



種類	税目	年度	期別	納税義務者の氏名および住所
納税通知書	軽自動車税	8	全期	今村 圭司 奈良県大和高田市礪野南町 1 2 番地 2 号